

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

監査公表	ページ
○包括外部監査の結果に対する措置	1

監査公表

監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、高知県知事から包括外部監査の結果に対する措置について通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年7月1日

高知県監査委員
3高行管第448号
令和4年3月28日

高知県監査委員 様

高知県知事 濱田 省司

令和2年度包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）

令和3年3月31日付け高知県公報号外第22号監査公表第4号で公表された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき別紙のとおり通知します。

別紙

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

1

監査結果	措置の内容
<p>第5. 包括外部監査の結果及び意見</p> <p>1. 全般的事項に関する結果及び意見</p> <p>(1) 個別事業の評価方法について（意見）</p> <p>令和元年度において、林業振興分野においては61の事業が、水産産業振興分野においては44の事業が設定されており、各事業に対して予算が割り振られている。なお、これらの事業について、さらに細かく事業が設定されているものもある。これら具体的に予算が割り振られた事業に対して、目標となる指標（KPI）が明確にされていないことから、個別事業の評価が適切に実施されているか質問により確認した。</p> <p>確認の結果、個別事業の評価は実施されており、評価結果事業の見直しが行われていることから、実効性の観点からは問題はないと考える。しかし、<u>個別目標と個別事業の対応関係は、複数対複数となり、評価の過程が複雑であると思われる。個別事業の評価をより単純な形にすることで評価の負担減につながる可能性があることから、今後は、以下の方法を検討することが望まれる。</u></p> <p>イ) <u>個別事業と具体的な取組の対応関係を明確にしたうえで、個別目標の達成状況より具体的な取組の評価を実施することで個別事業の評価を実施する。</u></p> <p>ロ) <u>個別事業に関する個別目標（KPI）を明確にし、目標値と実績値を比較することで個別事業の評価を実施する。</u></p> <p>(2) 分野目標と戦略目標の実績と評価の開示について（意見）</p> <p>分野目標と戦略目標については、年数回、県内部で達成状況の検証が行われており、その際に作成された資料をフォローアップ委員会に提出して説明していることから、これらについてフォローアップ委員会で十分な検証が行われているとのことである。また、具体的な取組については、フォローアップ委員会において、具体的な検証が行われ、取りまとめられている。このように、分野目標～具体的な取組までフォローアップ委員会において検証が行われ、産業振興計画の見直しが行われているが、分野目標と戦略</p>	<p>(1) 個別事業の評価方法について【林業環境政策課、水産政策課、計画推進課】</p> <p>第4期産業振興計画の取組結果の総括に向けて、提案のあった方法も取り入れながら個別事業の評価を実施していきます。</p> <p>(2) 分野目標と戦略目標の実績と評価の開示について【計画推進課】</p> <p>分野目標と戦略目標への対応については、令和3年度より進捗管理の様式を見直し、評価基準を設け、評価の見える化を図るなど、指摘に沿った対応を開始しております。</p> <p>今後とも、県民に対して解りやすい目標の進捗管理と開示を行っていくよう努めていきます。</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

2

監査結果	措置の内容
<p>目標について、目標と実績を比較した一覧表が作成されていなかったことから、県民にとって解りづらい状況となっている。</p> <p>分野目標と戦略目標について、高めに設定することで各担当者に緊張感を与えることができ、より高みを目指すことができるという考え方は理解できるが、分野目標と戦略目標について、目標と実績を比較した一覧表が作成されておらず県民にとって解りづらい状況であることから、分野目標と戦略目標の達成状況は低いものの、個別目標の達成状況は高いという結果では、産業振興計画の目標に対する実績の評価が正しく行えない可能性がある。</p> <p><u>分野目標と戦略目標について、目標と実績比較し、どのように評価されたか、またその結果どのような対応を行うことにしたのか解りやすくまとめ開示することが望まれる。</u></p> <p>2. 林業行政に関する結果及び意見</p> <p>(1) 全般的事項</p> <p>1) 産業振興計画</p> <p>① 木材利用拡大施策（川下施策）の強化について（意見）</p> <p>全国の木材出荷量が直近5年間で約6%減少している環境下において、県産製材品の出荷量を伸ばす（13.5万㎡→16.9万㎡：25%増）ことは、容易なことではない。<u>林業分野における第4期の産業振興計画を確実に達成するためには、川下施策が特に重要と考えられることから、川下施策について、適切な事業設計とPDCAの実行を行うとともに、確実に達成する体制づくりが必要である。</u></p> <p>② 産業振興計画（林業分野）の長期的な視点について（意見）</p> <p>林業分野においては、植林から伐採まで50年前後要することから、他の分野以上に長期的な視点が必要である。この点、50年等の長期的な計画については不確定要素が多いことから策定は困難であり、したがって10年の期間で産業振興計画が策定されているのであるが、産業振興計画</p>	<p>① 木材利用拡大施策（川下施策）の強化について【林業環境政策課】</p> <p>木材利用拡大に向けては、木造建築に精通した建築士等の育成や、施主の木材利用に関する理解の醸成などに取り組んでいるところです。</p> <p>これらの取組を進めるにあたっては、計画に基づく進捗管理シートを作成し、PDCAの実行により必要に応じて事業設計を見直しています。</p> <p>施策の実践に向けては体制を整えることも重要ですので、適切な組織体制づくりに努めていきます。</p> <p>② 産業振興計画（林業分野）の長期的な視点について【林業環境政策課】</p> <p>森林資源を長期にわたり持続的な循環利用を可能とする観点については、森林法に基づく地域森林計画において、資源量や林齢・樹種等の資源構成を把握しつつ、伐採可能な量の上限、必要となる造林面積、保全すべき保安林面積などを定めています。</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

3

監査結果	措置の内容
<p>の林業分野においては、人口減少などの長期的な視点を踏まえ、販路拡大に向けた取り組み（地産外商による県外への販売促進や非住宅建築物への木材利用推進等）や人材育成等に注力して策定されているとのことである。</p> <p><u>現在、森林施業の推進や雇用促進を積極的に図っており、国の補助金も含め手厚い補助が行われているが、将来の人口推移・木材需要・技術革新等の環境変化によっては、林業分野における労働需要が大きく縮小することも考えられる。我が国の労働環境は、戦後において終身雇用が前提とされてきたことから、中年になってからの転職は依然として厳しい状況にあると考えられる。林業においては、他の分野以上に長期的な視点が重要になることから、今後も、長期的な展望を十分意識した慎重な計画の立案を期待する。</u></p> <p>2) その他</p> <p>① ホームページの公表資料について（結果）</p> <p>県のホームページに公表されている『令和元年度森林・林業・環境行政の概要』について、掲載されていない事業（森林経営管理制度推進事業費）、予算額の相違（木材増産推進事業費、森林林業活性化推進費、木材産業構造改善事業費、県産材需要拡大対策事業費）などが認識された。森林経営管理制度推進事業費については、製本された印刷物にも掲載されていなかった。</p> <p><u>公表資料については、最終的な資料であるか、開示内容に漏れはないかの確認は慎重に行う必要がある。</u></p> <p>② 産業振興計画の進捗状況の報告についての効率化（意見）</p> <p>県の農林業の振興を目的とし、農林業基本対策に関する重要事項について審議するため、「高知県農林業基本対策審議会」が設置され、「こうち農業・農村振興指針」及び「木の産業づくりと森の再生プラン」について審議されていた。</p> <p>平成24年度に「こうち農業・農村</p>	<p>今後も、水源かん養機能や木材等生産機能など、森林の有する機能が長期にわたって適切に発揮していくよう、地域森林計画を策定するとともに、「山で若者が働く、全国有数の国産材産地」の実現に向けて産業振興計画をバージョンアップしていきます。</p> <p>① ホームページの公表資料について【林業環境政策課】</p> <p>『令和元年度森林・林業・環境行政の概要』について、ホームページと印刷物で掲載している内容の一部相違や掲載のない事業があるのは、印刷後に誤りや公表漏れが判明したため、ホームページの掲載内容を修正したものです。</p> <p>今後は、内容に誤りがないか、また、併せて公表漏れの資料がないかの確認を慎重に行い、ミスがないように取り組みます。</p> <p>② 産業振興計画の進捗状況の報告についての効率化【農業政策課】</p> <p>令和4年度からは、パブリックコメントを実施するような各種計画の策定案等について、高知県農林業基本対策審議会（以降は、「審議会」という）での審議を行うこととし、この審議が行われる場合のみ併せて産業振興計画の進捗状況も報告するよう、見直しを行いました。</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

4

監査結果	措置の内容
<p>振興指針」及び「木の産業づくりと森の再生プラン」は「高知県産業振興計画」に一本化されているが、「高知県農林業基本対策審議会」に対して産業振興計画の進捗状況について引き続き報告されている。一方で、「産業振興計画フォローアップ委員会」が別途設置されており、産業振興計画の進捗状況が審議されている。このように、両会議体において重複している業務が見受けられる。</p> <p><u>今後は、「高知県農林業基本対策審議会」と「産業振興計画フォローアップ委員会」で実施している業務を棚卸し、重複している業務についてはどちらかに統一することで業務の効率化を図ることが望まれる。</u></p> <p>(2) 林業環境政策課</p> <p>1) 森林環境保全基金積立金</p> <p>② 県単独の森林環境税の今後の対応について（意見）</p> <p>県の森林環境税は令和4年度までとなっており、令和6年度から国の森林環境税が課税されることから、令和5年度以降、県の森林環境税を延長するか、延長するのであればどのような形で延長するのかが問題となる。</p> <p><u>今後は以下の点を考慮し、県の森林環境税の目的を踏まえ、必要な事業を明確にしたうえで、県民の理解を得て必要な事業が実施できるよう延長することが望まれる。</u></p> <p><u>第一に、県の森林環境税の趣旨にそった必要な事業を明確にするとともに、第四期の県の森林環境税を財源とした事業の効果を検証し、効果の低い事業については、縮小もしくは廃止を検討する必要がある。</u></p> <p><u>第二に、『木材利用の促進や普及啓発』という同じ目的の事業については、国の森林環境税を財源とした事業と重複することがないように、県の森林環境税と国の森林環境税を財源とした事業で引き続き使途の整理を行う必要がある。</u></p> <p><u>第三に、これらの事業の整理を行うことで、県の森林環境税と国の森</u></p>	<p>なお、各種計画等が産業振興計画に一本化されるまでは、「こうち農業・農村振興指針」及び「木の産業づくりと森の再生プラン」が審議会において審議されていた背景から、戦略の方向性の転換点（次期計画の策定のタイミング等）では、審議会の委員から意見を伺うことを予定しています。</p> <p>② 県単独の森林環境税の今後の対応について【林業環境政策課】</p> <p>現在、令和5年度以降の県の森林環境税のあり方について、これまでの森林環境税の効果を総括するとともに、国の森林環境税と使途との整理をしています。県民の理解を得たうえで、必要な事業を実施できるよう取り組んでいきます。</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

5

監査結果	措置の内容
<p>林環境税の目的が明確に異なるものとなることから、二重課税であるという誤解を生じさせないために、名称の変更を検討することが望まれる。なお、他の地方公共団体における森林整備に係る超過課税の名称はさまざまであり、当県においても、実態を反映した県民に受け入れられやすい名称にすることが望まれる。</p> <p>第四に、現在の県の森林環境税の課税方法を継続すると、個人に対する課税が国の森林環境税と重複することから、県民の負担の在り方について検討することが望まれる。その際には、他の地方公共団体の在り方も参考とし、検討されたい。</p> <p>第五に、上記の検討・対応を行ったうえで、県の森林環境税の内容について、県民の理解を得るための説明を真摯に行う必要がある。</p> <p>2) 県民参加の森づくり推進費</p> <p>② 監査の結果及び意見</p> <p>ア) 実施結果の公表(結果)</p> <p>こうち山の日推進事業について、実施結果を県のホームページに公表しているものの、平成25年度までの情報しか掲載しておらず、平成26年度から令和元年度の実施結果は補助先の公益社団法人高知県森と緑の会のホームページで公表しているが、県としては公表されていなかった。</p> <p>こうち山の日推進事業として、令和元年度は13百万円の予算が付されたうえでさまざまな活動が行われている。これらの活動内容を県のホームページに公表することは、「こうち山の日」の認知度の向上に寄与すると考えられるため、今後事業の活動内容を適宜公表することが必要である。</p> <p>イ) こうち山の日県民参加支援事業の精算報告書の受領と内容の精査(結果)</p> <p>こうち山の日県民参加支援事業について、県は業務を以内契約(実費弁償方式による契約)として外部に委託している。この委託</p>	<p>ア) 実施結果の公表【林業環境政策課】</p> <p>平成26年度以降の実施結果について、県のホームページに公表しました。</p> <p>「こうち山の日」の認知度の向上に向けて、補助先とも連携して、周知に努めていきます。</p> <p>イ) こうち山の日県民参加支援事業の精算報告書の受領と内容の精査【林業環境政策課】</p> <p>森林保全体験ツアーの実施経費については、実費全額を報告するよう令和3年度から改善しました。</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

6

監査結果	措置の内容
<p>料の中に森林保全体験ツアー実施経費の「運営に伴う手数料」が含まれているが、その他の経費の合計の30%以内の実費を精算額として報告を受けていた。</p> <p>県は委託業者に対する確認により、「運営に伴う手数料」の支出額がその他の経費の合計の30%を超える支出であったことを確認しているが、具体的な支出額についてその全体を把握していなかった。</p> <p>実際の支出が精算報告書で報告を受けている金額を超えているにもかかわらず、事業費の30%以内の金額しか報告を受けていないため、県は当該業務にかかるすべての事業費を認識できていないことになる。特に、当該業務は以内契約のため、委託業者は利益を獲得することができないばかりではなく、超過分については自己負担となることから、委託業者に過度な負担を強いている可能性もある。</p> <p>県が本来実施すべき業務を継続的に外部に委託していくためには、今後、森林保全体験ツアー実施経費の「運営に伴う手数料」も含め、実費全額の報告を受けることにより、事業全体にかかる収支状況を把握することが必要である。</p> <p>ウ) こうち山の日推進事業費補助金の補助対象経費の見積もり(意見)</p> <p>県はこうち山の日推進事業費補助金の補助対象経費を要綱で定めており、このうち附帯事務費について、対象となる勘定科目を定めているが、科目の内容・金額的な水準について明確に定められていなかった。</p> <p>今後、勘定科目の内容について詳細を決めておき、補助対象事業とは関係のない経費が含まれないようにする必要がある。また、補助対象者に正確な予算書を作成させるとともに、補助金の交付申請があった際に、補助事業者から提</p>	<p>ウ) こうち山の日推進事業費補助金の補助対象経費の見積もり【林業環境政策課】</p> <p>附帯事務費の勘定科目の内容は、過年度の実績を参考とすることとし、補助事業者に対し、補助対象経費が明確になるように交付申請書関係書類を提出するよう指導し、令和3年度から改善しました。</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

7

監査結果	措置の内容
<p>出された予算書と申請内容を照合する等により、補助金額の適切性を担保することが必要である。</p> <p>3) 林業試験研究費及び管理運営費</p> <p>② 監査の結果及び意見</p> <p>ア) 物品の管理（結果）</p> <p>森林技術センターで物品を実査したところ、物品管理台帳に登載されていないパソコンが保管されていた。</p> <p>当該パソコンは前任研究者の私物であり、部品交換用に保管していたとのことであるが、<u>私物パソコンの持ち込みは不適切であるため、前任研究者に返却するとともに、職員に対して私物のパソコンを持ち込まないよう周知徹底する必要がある。</u></p> <p>イ) 森林技術センターにおける選考採用職員の増員（意見）</p> <p>森林技術センターにおける研究や調査の内容は多岐にわたっており、かつ高度な専門性が要求されるものが多い。このような専門性の高い多くの研究や調査に対して、13名の職員が当たっているのであるが、選考採用職員は2名のみとなっている。また、13名の職員うち6名は、平成31年4月1日現在において現所属勤務年数3年以下となっている。このように選考採用職員が少ない結果、現所属勤務年数が短い職員が多くなっており、職務の効率性の観点より問題があると考ええる。</p> <p><u>選考採用職員を増員することにより、職員の専門性を高めることができ、専門性の高い調査・研究を効果的かつ効率的に実施することができると考える。また、一般職として採用されて森林・林業の研究・調査に配属された職員と比較して、選考採用の職員の方が、一般的に、より長期的かつ専門的に研究・調査を行うことができると考えられることから、林業分野の研究の充実のために、一般職の</u></p>	<p>ア) 物品の管理【林業環境政策課】</p> <p>保管していた私物パソコンについては前任研究者に返却（R3.3.18）するとともに、定例会等において職員に対して私物パソコンを持ち込まないよう周知しました。</p> <p>イ) 森林技術センターにおける選考採用職員の増員【林業環境政策課】</p> <p>森林技術センターへの選考採用職員の配置については、専門性が高い特定分野に対応していくという観点からは有効と考えます。</p> <p>一方で、森林技術センターは林業分野の幅広い研究や調査の要望に、政策的な観点も踏まえつつ対応する必要があることから、一般職として採用し、一定経験を積んだ職員を研究職として森林技術センターに配置することで、そうした観点を反映させていくことが必要と考えています。</p> <p>現在取り組んでいる研究課題については円滑に進められていることから、現時点で選考採用職員の増員が必要な状況ではないものの、引き続き、一般職の職員の適性や希望を踏まえた配置の工夫に努めながら、必要に応じ選考職員の配置に努めていきます。</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

8

監査結果	措置の内容
<p><u>職員の適性や希望を踏まえた配置の工夫とともに、選考職員の増員の検討が望まれる。</u></p> <p>(3) 森づくり推進課</p> <p>1) 森林整備公社助成事業費</p> <p>⑤ 監査の結果及び意見</p> <p>ア) 経営計画プラン全体に関するモニタリング資料の作成（結果）</p> <p>経営改革プランの事業計画達成状況は、理事会において各事業年度の計画に対する実績を確認し、次年度以降の対応が検討されている。したがって、事業計画に対してはPDCAを回すことで、改善が図られていると考える。</p> <p>一方で、経営改革プランの内容のうち、経営責任体制の明確化や有利子負債の早期圧縮及び将来的な解消策については、経営改革プランで求められた内容が達成できていない。</p> <p>こうした状況であったとしても、<u>経営改革プランの内容を網羅的に挙げ、毎期の実績を一覧としてまとめる形でモニタリングを実施することが必要である。そもそも、経営改革プランのモニタリングのあるべき姿として、経営改革プランとして挙げられたすべての項目について実績を確認する必要がある。また、経営改革プランの内容のうち達成が難しい項目を明確にすることで、公社以外の関係者の意見や力添えを得ることもでき、より達成に向けた対応につながっていくと考えられる。</u></p> <p>イ) これまでの経験をベースとした長期的視点に立った事業計画の策定（意見）</p> <p>公社の経営に対して多額の税金が投入されている現在の状況を踏まえ、<u>現状の検証を行いながら今後も改革を進めて行くべきであり、この点に関しては県の意見も同様である。有識者による経営改革プラン策定後、それらを達成すべく最善の努力を払ってきたという実績・経験があるからこそ、そ</u></p>	<p>ア) 経営計画プラン全体に関するモニタリング資料の作成【森づくり推進課】</p> <p>経営改革プランの検証については、今年度、外部委託により実施しています。この報告書では、項目別に経営改革プランの内容を、2期10年（実績は9年）の計画と実績として取りまとめています。この経営改革プランの検証結果を踏まえて、令和4年度を始期とする第12期経営計画を森林整備公社が現在、策定しています。今後も事業活動収支の黒字化継続や経営改善がすすむよう計画達成に向けて、関係者の意見や力添えも得ながら県としても連携して取り組んでいきます。</p> <p>イ) これまでの経験をベースとした長期的視点に立った事業計画の策定【森づくり推進課】</p> <p>第12期経営計画の作成にあたっては、10年間の経営改革プランの検証と第11期経営計画の検証をふまえて策定することとしており、引き続き、森林資源の有効活用と県民の将来負担の最小化を念頭に公社の経営改善に取り組んでいきます。</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

9

監査結果	措置の内容
<p>これらの実績・経験をベースにした事業計画を策定することが必要と考える。現行の第11期経営計画は令和3年度末が終期となっており、令和4年度からは次期計画に沿って公社経営を行っていくこととなる。このため経営改革プランの検証を含め、次期経営計画策定にあたっては、これまでの実績の検証と現状や課題の把握を十分にを行い、県内に存する貴重な森林資源の有効活用と県民の将来負担をできる限り少なくするという命題を踏まえ、長期視に立った経営計画を策定し、今後も引き続き改革を進めていくことが望まれる。</p> <p>2) 森林研修センター研修館管理運営費</p> <p>② 監査の結果及び意見</p> <p>ア) 物品の管理（結果）</p> <p>物品の管理状況を実査したところ、使用されていないVHSのビデオデッキとパソコン20台が見受けられた。</p> <p>VHSのビデオデッキは再生ソフトも無いことから今後使用することは無いものと想定される。パソコン20台についてもOSのサポート期間が終了しているものであり、セキュリティの面からも今後の使用が見込めないものである。使用可能な状態にある不要物品は、県庁内の他の所管課等において転用できないかの調査を行い、他の有効活用の方法を模索することが必要である。そのうえで、他に転用見込みのない不要物品については、売却、廃棄等の処分の手続きを行う必要がある。</p> <p>イ) 施設の有効活用の検討（意見）</p> <p>研修館は2室の研修室と浴室、宿泊室（和室）、20室の宿泊室（洋室）、その他会議室等を有する施設であるが、本来の林業の研修目的にしか使用されておらず、積極的な有効活用ができていない。</p>	<p>ア) 物品の管理【森づくり推進課】</p> <p>パソコン20台については、OSのサポート期間が終了しているものであり、セキュリティの面からも今後の使用が見込めないため、令和2年11月に産業廃棄物処理業者に委託し、年度内に処分を行いました。</p> <p>ビデオデッキについては、今後、活用見込みのない他の不要物品とあわせて、売却、廃棄等の処分の手続を行う予定です。</p> <p>イ) 施設の有効活用の検討【森づくり推進課】</p> <p>研修以外の活用は可能か、ニーズはあるのか、公共性は保たれるのかなどの検証を行ったうえで有効活用の検討を行いたいと考えています。</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

10

監査結果	措置の内容
<p>い。</p> <p>林業に関する研修は年間150日程度であり、1年の半分も利用されておらず、休館日である土日祝日を除く開館日は年間240日程度であり、これに対する利用率は約65%となっており、特に3月及び休館日の利用率が低い。採算面や実施体制も考慮したうえで、林業の研修以外の利用を促進することはできないか、施設の積極的な有効活用を検討することが望まれる。</p> <p>3) 人づくり推進事業費</p> <p>② 監査の結果及び意見</p> <p>ア) 補助対象者の年齢の交付要綱での明確化（結果）</p> <p>森林整備担い手確保育成対策事業費補助金の補助率について、林業事業者が負担する林業退職金共済制度の掛け金に対し、補助対象者が40歳未満の場合3分の1、40歳以上の場合5分の1と交付要綱で定めているものの、いつ時点で40歳であるかが明記されていなかった。</p> <p>補助金の交付を受ける年度内に40歳になる補助対象者がいる場合、40歳未満と40歳以上の両方に含めて補助金額を算定することが必要となるが、県が定める事業実績書の様式は上記に対応したものとなっていない。また、年度内の途中で40歳になる補助対象者の掛け金の集計が煩雑となる。</p> <p>この点、県は補助金対象期間の開始の日である4月1日時点で判定しており、この理由は、交付要綱第5条において補助対象者を「当該事業年度の開始時期（4月1日時点）に65歳未満の者」と記載しており、この条文を準用した解釈とのことである。事務手続の簡素化や補助事業者の救済の観点から4月1日時点の判定で問題はないものの、いつ時点で40歳であるかの記載が交付要綱に記載がないため、取り扱いが不明確な状況となっている。</p>	<p>ア) 補助対象者の年齢の交付要綱での明確化【森づくり推進課】</p> <p>令和3年度から森林整備担い手確保育成対策事業費補助金交付要綱を一部改正し、当該事業年度の開始時期（4月1日）時点で40歳であるかどうか判断するよう明記しました。</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

11

監査結果		措置の内容																									
<p>今後、交付要綱において、上記の点を明確にすることが必要である。</p> <p>イ) 事業別の補助金の交付 (意見)</p> <p>県は林業労働力確保支援センター事業費補助金として、補助対象事業に4つの項目が含まれている。補助対象者である公益財団法人高知県山村林業振興基金に対して、4つの項目に対して1つの交付要綱を作成し、予算の範囲内で補助金を交付することとしているが、項目別にみた場合、林業技術者養成研修事業とフォレストスクール等受入強化事業については、交付決定額を上回る事業費であったにもかかわらず、4つの項目の合計では交付決定額の範囲内であったことから、県は報告を受けた金額と同額を交付している。</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>交付決定額 (A)</th> <th>報告事業費 (B)</th> <th>(B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林業技術者養成研修事業</td> <td>9,477,000</td> <td>9,505,666</td> <td>28,666</td> </tr> <tr> <td>雇用情報ネットワーク推進事業</td> <td>966,000</td> <td>604,135</td> <td>△361,865</td> </tr> <tr> <td>高校生等技術研修・職場体験事業</td> <td>1,908,000</td> <td>1,676,343</td> <td>△231,657</td> </tr> <tr> <td>フォレストスクール等受入強化事業</td> <td>16,952,000</td> <td>17,515,331</td> <td>563,331</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>29,303,000</td> <td>29,301,475</td> <td>△1,525</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該事業は同一の交付先に対して補助金を交付していることから交付要綱を1つとすることで、補助金の申請や実績報告などを1回で終わらせることができるという事務処理の簡素化の点は理解できるものの、交付要綱上、補助対象事業に含まれる4つの項目がそ</p>		項目	交付決定額 (A)	報告事業費 (B)	(B)-(A)	林業技術者養成研修事業	9,477,000	9,505,666	28,666	雇用情報ネットワーク推進事業	966,000	604,135	△361,865	高校生等技術研修・職場体験事業	1,908,000	1,676,343	△231,657	フォレストスクール等受入強化事業	16,952,000	17,515,331	563,331	合計	29,303,000	29,301,475	△1,525	<p>イ) 事業別の補助金の交付【森づくり推進課】</p> <p>令和3年度から林業労働力確保支援センター事業費補助金交付要綱を一部改正し、補助事業の変更要件に補助対象事業区分間の配分の30%を超える変更を追加し、項目別に判断するよう明記しました。また、30%以下の変更については事務処理の簡素化等の観点からこれまで通り総額で判断しますが、実績報告書等で適正な執行であるか確認します。</p>	
項目	交付決定額 (A)	報告事業費 (B)	(B)-(A)																								
林業技術者養成研修事業	9,477,000	9,505,666	28,666																								
雇用情報ネットワーク推進事業	966,000	604,135	△361,865																								
高校生等技術研修・職場体験事業	1,908,000	1,676,343	△231,657																								
フォレストスクール等受入強化事業	16,952,000	17,515,331	563,331																								
合計	29,303,000	29,301,475	△1,525																								

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

12

監査結果		措置の内容	
<p>れぞれ別であるように記載されていることから、4つの項目の総額が予算額を超えているか否かではなく、項目別に判断することが望まれる。</p> <p>ウ) 補助対象経費とする附帯事務費の明確化 (意見)</p> <p>森林整備担い手確保育成対策事業費補助金の附帯事務費について、補助事業者である高知県森林組合連合会が林業退職金共済制度への加入促進にかかる事務費に対して補助金を交付しているが、交付要綱の別表第1において補助対象経費は「林業退職金共済制度加入促進支援事業実施に要する経費」、補助率及び補助限度額については「定額」のみの記載となっており、明確な定めがなかった。補助対象経費について、人件費単価や(共済費を含めるのか、賞与や退職給付費用を含めるのか)、作業場の賃料や減価償却費の配賦をどうするかなどが交付要綱上不明確であるとともに、所要日数の標準的な基準が不明確である。</p> <p>実務上の取り扱いがあるもの、交付要綱上では不明瞭であることから、今後は要綱に補助対象経費の範囲について明記されることが望まれる。</p> <p>4) 森林計画事業費</p> <p>② 閲覧可能データの公表 (意見)</p> <p>県は森林情報管理システムを保有しており、システム内に森林簿や森林計画図、保安林図、施業履歴図、等高線図などのデータを多数保有しているが、これらがインターネットで閲覧できる状況ではなく、県庁でのみ閲覧できる状況となっている。インターネットで開示しない理由は、容量が大きいことや個人情報の掲載などの問題であることから、即座に対応できないとのことである。しかし、県が保有しているデータには林業事業者の有益となる情報が多数存在することから、これらを公開</p>		<p>ウ) 補助対象経費とする附帯事務費の明確化【森づくり推進課】</p> <p>令和3年度から森林整備担い手確保育成対策事業費補助金交付要綱を一部改正し、経費の範囲については賃金、需用費、役員費等とし、賃金の単価は農林水産省の定める「補助事業等の算定等の適正化について」を準用し、算出されたものとするを明記しました。</p> <p>所要日数の標準的な基準については、参考となる類似の業務がないことから、これまでの補助事業者の実績等を参考にしながら出役簿等により確認していきます。</p> <p>② 閲覧可能データの公表【森づくり推進課】</p> <p>森林情報管理システムにおける情報提供については、これまで「高知県森林計画関係付属資料取扱要領」に基づき一定の条件の下、申請者が希望する箇所については、閲覧(交付)申請を受け付け、書面及び電子データにより対応してきたところです。</p> <p>令和4年3月末までに、航空レーザー計測による地形及び森林資源情報の整備が完了することから、これらのデータと併せ、閲覧等可能なデータについては、インターネットによる公開を前提とした「森林クラウド</p>	

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

13

監査結果	措置の内容
<p>することは重要である。 <u>県は今後、インターネットで開示できるように進めるとともに、県庁で閲覧できるデータの内容を公表することが望まれる。</u></p> <p>5) 林業大学校運営費 ② 物品台帳の記載方法（結果）</p> <p>物品台帳の記載内容を確認したところ、物品台帳に、「品質形状」を記載する欄があるが、『別添仕様書のとおり』とのみ記載されており、型番などの物品を特定できる情報が記載されていないものが多数存在した。<u>物品台帳は物品管理のための帳簿として必要な情報を正確に登録する必要がある。</u></p> <p>また、ノートパソコンについて「ノート型パソコン」や「コンピュータ」で登録するなど、同じ物品であっても異なる名称で登録されていた。<u>物品台帳の記載内容については、統一した記載方法によることが望まれる。</u></p> <p>(4) 木材産業振興課 1) 木材産業構造改善事業 ② 過年度の包括外部監査の意見に対する措置の実施（結果）</p> <p>県産材加工力強化事業費補助金の補助事業者の要件を、実施要領に「直近の決算書において、債務超過（貸借対照表の負債の部の合計が資産の部合計を上回っている状態）でないこと。ただし、債務超過であっても、税引前当期利益が黒字の場合は要件を満たすものとする。」と規定している点について、平成28年度の県に対する包括外部監査の意見として指摘されており、県は包括外部監査の結果に対する措置を以下のとおり公表しているものの、実施要領の変更がされていないかった。</p>	<p>ド」を構築し、令和5年度の本格運用により対応していく予定です。 なお、個人情報等については、一定の制約を設ける必要がありますが、閲覧できるデータ（個人情報なし、資産情報なし）については積極的に公表するとともに、利用が想定される林業関係者には、県庁ホームページに加え文書等で周知させる予定です。</p> <p>② 物品台帳の記載方法【森づくり推進課】</p> <p>物品管理が適正に行えるよう物品台帳と対象物品を突合したうえで、品質形状欄（規格欄）に、物品の名称、型番、規格等を記入しました。 また、名称「コンピュータ」で登録されているノートパソコンについては、規格欄にノートパソコンと記載したうえで、品番も併せて記載し、名称が異なっても物品が特定できるようにしました。</p> <p>② 過年度の包括外部監査の意見に対する措置の実施【木材産業振興課】</p> <p>高知県県産材加工力強化事業実施要領第3の2の(1)の規定を、令和3年3月23日に改正し、「経常利益」が黒字の場合は、補助事業者の要件を満たすものとししました。</p>
<p>監査の意見</p>	<p>措置の内容</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

14

監査結果	措置の内容
<p>(26) 県産材加工力強化事業費補助金</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 補助事業者の要件について（意見）</p> <p>交付先の1つであるA社の財政状態は債務超過が継続しているものの、直近年度（平成25年度）の税引前当期純利益は黒字であり、補助事業者の要件を満たしていることから、審査の結果、県は補助金交付先として選定している。</p> <p>しかし、主な黒字要因は前期損益修正益であり、その内容は、税務調査により指摘を受け、修正申告を行ったことに伴う決算修正のことであった。なお、修正申告の原因となった具体的な事項について、県では把握されていなかった。</p> <p><u>税引前当期利益には上述のように、臨時的な要因により生じた特別損益項目が含まれていることから、債務超過の場合の特例要件を設ける場合、税引前当</u></p>	<p>(26) 県産材加工力強化事業費補助金【木材産業振興課】</p> <p>① 補助事業者の要件について</p> <p>単年度利益の計上により事業採択を行う場合は、補助事業者の経営状況や将来性を検証したうえで、事業採択を行うこととしています。</p> <p>また、債務超過ではなく単年度損失を計上している補助事業者についても経営改善の計画等を確認し、事業採択を行うこととしました。</p> <p>なお、平成29年度については、債務超過及び直近の決算において損失を計上している交付先はありません。</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

15

監査結果	措置の内容
<p>期利益ではなく、主たる営業活動の成果を示す営業利益や、経常的な活動成果を示す経常利益で判断することが望まれる。</p> <p>措置内容として記載されている内容にしたがって、該当する実施要領を変更することが必要である。</p> <p>3) 県産材用途拡大事業費</p> <p>② 監査の結果及び意見</p> <p>ア) 県産材の使用要件(意見)</p> <p>CLT建築促進事業費補助金は、事業者が県内に整備する非住宅建築物等の設計費に対し、1棟あたり5,000千円を上限として2分の1以内の補助金を県が交付する事業であるが、補助金を交付する要件として、構造用として一定量のCLTを使用することを求めているものの、県産材の使用を求めているいなかった。</p> <p>県がCLTを普及させる目的は、CLTの実証等を通じて林業・木材産業の成長産業化及び木材需要の拡大を図ることであり、将来的に県産材の需要拡大につながることを期待している。現段階では県はCLT利用の拡大のため、CLT建築を推進することに主眼を置き、CLTに携わる建築士の育成に注力している。将来、交付要件として県産材の使用を条件に含むことが望まれる。</p> <p>イ) 実績報告の検証(意見)</p> <p>非住宅建築物木造化促進事業費補助金は、一定量の県産材の使用を要件として、事業者が県内に整備する非住宅建築物等の設計費に対し、1棟あたり3,000千円を上限として2分の1以内の補助金を県が交付する事業であるが、県産材の使用の有無について調査できていなかった。</p> <p>当該補助金はあくまで設計費を</p>	<p>ア) 県産材の使用要件【木材産業振興課】</p> <p>国のロードマップにおいては、「CLT製品価格が7～8万円/㎡となり、他工法と比べコスト面でのデメリットが解消される」ことを目指していますが、現在のCLT製品価格は、その1.5倍を超える事例もある状況です。こうした中で、CLT製造工場がない本県において、県産材の使用を義務づけることは、製造コストの増加によるCLT製品価格及び建築工事費の上昇が懸念され、後に続く建築物の木造化の阻害要因となることが危惧されますので、現時点では交付要件としていません。</p> <p>国のロードマップで目指す製品価格については、建築物等へのCLTの利用が一般化し、低コスト化が進む中で達成されるものと想定していますので、そうした段階で、県産材の使用を条件にしたいと考えています。</p> <p>イ) 実績報告の検証【木材産業振興課】</p> <p>令和3年度から非住宅建築物木造化補助金交付要綱別表を一部改正し、施設完成後、県産材の使用量が分かる資料(納品書等)を提出させるように明記しました。</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

16

監査結果	措置の内容
<p>補助対象経費としており、設計書に一定の県産材の使用が明記されていればそのように建築(使用)されていると考えられること、及び設計業務が終わった年度内において補助金を交付することから、実際に建築物の施行時期と年度が相違する場合もあり、県産材の使用を確認したうえで補助金を交付することができないことがその理由とのことである。</p> <p>なお、当該補助金の交付要綱において、補助金交付後に木材の産地の分かる資料を入手する仕様となっておらず、事後的にも確認ができない状況となっている。</p> <p>補助金の交付要件を設計書のみで確認している点については、今後、補助金の交付後に県産材の使用のわかる資料の提出を求めるように交付要綱を改善することが望まれる。</p> <p>(5) 治山林道課</p> <p>1) 林道開設事業費</p> <p>② 高知県林道網整備基本計画の目標値の誤った記載について(結果)</p> <p>県は、国の森林・林業基本計画の考え方にに基づき、令和21年度末までに林内の路網密度を50m/h aとすることを高知県林道網整備基本計画(以下、「林道網整備計画」という。)に掲げる目標値としていたが、平成23年7月の閣議決定により国の森林・林業基本計画において林道網を整備する目安の数値がなくなっており、現在では、林道網整備計画を廃止している。しかし、県が公表する他の資料(「高知県の森林・林業・木材産業」)において林道網整備計画を前提とした目標値が誤って記載されていた。</p> <p>この点について県に確認したところ、林道網整備計画を廃止したが、令和21年度末時点で林内の路網密度を50m/h aとする点について、目標値ではないものの、事業を執行していく上で県が管理している数値であったため、誤って記載していたと</p>	<p>② 高知県林道網整備基本計画の目標値の誤った記載について【治山林道課】</p> <p>当該目標値を公表していた「高知県の森林・林業・木材産業」から削除しました。</p> <p>今後は、公表資料に記載する情報の確認を慎重に行います。</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

17

監査結果	措置の内容
<p>のことである。 <u>廃止した林道網整備計画が現時点も実行中であるといった誤った認識を与えることとなるため、公表資料に記載されている誤った情報について、修正するとともに、今後、誤った情報を記載しないよう留意する必要がある。</u></p> <p>3. 水産業行政に関する包括外部監査の結果及び意見 (1) 水産政策課 1) 漁業金融対策費 ② かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給金の交付について(結果)</p> <p>高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給金について、同要綱上の目的は以下のように規定されている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>第2条(目的) 本補給金は、かつお・まぐろ漁業を取り巻く厳しい情勢に鑑み、経営不振に陥っているかつお漁業者及びまぐろ漁業者に低利の経営資金を融通する事業(以下「融資事業」という。)を行う融資機関に対し、県が予算の範囲内で利子補給を行い、当該漁業者の経営の安定を図ることを目的とする。</p> </div> <p>申請者は、融資機関に借入の申込みを行い、融資機関から県に利子補給承認申請が行われている。融資機関から県に申請がなされる際に、申請者が融資機関に提出した申込書が添付されている。当該申込書に過去3年の収支実績が添付されており、過去の収支の実績を確認したうえで利子補給が決定されている。当該申込み資料より、申請者の業績の状況を確認すると、収支が毎期黒字の漁業者にも利子補給金が交付されている。 当該利子補給金は、その目的によると『経営不振に陥っている(中略)事業』に対する利子補給金とされているが、毎期黒字を計上している漁業者へも利子補給金</p>	<p>② かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給金の交付について【水産政策課】</p> <p>かつお・まぐろ漁業は、燃料費や人件費等に大きな資金を要する時期があり、水揚げのタイミングによっては、資金ショートが発生する恐れがあります。 このため県としては、毎期黒字を計上していても資金繰り上必要であれば、利子補給の対象とすべきであると考えています。 こうしたことから、高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱第2条で規定している、「経営不振に陥っている」を削除し、令和3年4月12日に要綱の一部を改正し、施行しました。</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

18

監査結果	措置の内容
<p>が交付されていたことから、その理由を確認した結果、交付にあたっての判断基準は以下のとおりであった。 すなわち、「かつお・まぐろ漁業は燃料費・食料費・餌代等として多額の資金(運転資金)が必要となるとともに、漁獲高を確保できるか不確実なものである(利益計上の不確実性が高い)。さらに近年においては、燃料費の高止まりのほか、外国人人件費の高騰が見込まれており、利益計上の不確実性がますます増大している。また、毎期黒字を計上している漁業者においても、水揚げの状況によっては、月ごとの資金繰りに余裕がなくなるケースがある。かつお・まぐろ漁業が当該環境にあることを勘案して、毎期黒字の事業者に対しても当該利子補給金を交付することで、安心してかつお・まぐろ漁に出航してもらおうという支援策の一つ」とのことであった。 <u>上記のとおり、当該利子補給金の交付の実態は、『振興支援』であり、経営不振に陥っている事業者への支援となっているか不明確な状況である。今後、同様の判断基準にて当利子補給金の交付を続けるのであれば、実態と合った形に要綱を修正する必要がある。</u></p> <p>2) 水産業協同組合の検査指導費 ③ 監査の結果及び意見 ア) 令和元年度の年間検査計画と実績について(結果) 県は令和元年度の年間検査計画において、高知県漁業協同組合(以下、「県漁協」という。)を含む全46組合並びに県漁協の37支所及びすくも湾漁協の14支所のうち、検査対象として18組合及び4支所、指導対象として3組合を選定していた。 年間検査計画に対する実績を確認したところ、検査の実績は13組合及び3支所、指導の実績はゼロであり、計画に対する実績率は72%であった。また、令和2年度</p>	<p>ア) 令和元年度の年間検査計画と実績について【水産政策課】 年間検査計画は、令和2年度までは、毎年度、検査の間隔があまり空かないよう、前回検査の実施年度、各対象漁協当たりの検査に要する日数、前回の指摘事項等を考慮して策定しており、前年度に検査を実施できなかった漁協を優先的に計画に盛り込む視点は持っていませんでした。 また、検査の実施において、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、年間検査計画どおりに実施することができま</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

19

監査結果	措置の内容
<p>の年間検査計画を確認したところ、令和元年度の年間検査計画で選定していたが、検査を実施できなかった5組合2支所が検査対象に選定されておらず、指導対象に2組合が選定されているのみであった。</p> <p><u>「水産業協同組合検査実施要領（以下、「要領」という。）によれば、検査対象は、法令遵守態勢等、組合の業務執行体制に懸念がある場合や経理処理に問題があり、継続的な指導を要する組合を選定しているのだから、計画に対する実績率が72%であるのは問題と考える。また、当年度に検査を実施できなかった組合については、翌年度の検査対象に選定すべきと考える。」</u></p> <p>イ) 指摘事項に対するフォローアップについて（結果）</p> <p>令和元年度に実施された常例検査13組合及び県漁協の3支所について、要領の第3の10で定めている知事への報告書（常例検査結果報告書）を閲覧したところ、すべての組合及び支所に対し、指摘事項が挙げられていた。これらの指摘事項を確認した結果、数年前に実施された前回の検査の指摘事項が改善されていない組合が複数見受けられた。</p> <p>前回の指摘事項が改善されておらず新たな指摘事項も認識されているこれらの組合は、要領の第3の2の(2)で定めている「財務や運営上の課題がある組合については、随時対象とする」に該当すると考える。したがって、このような組合に対しては、<u>検査を実施した翌年もフォローアップとして継続的に検査又は指導を行うことにより改善を図る等、実効性のある計画を立てるべきと考える。</u></p> <p>ウ) リスクに応じた効果的な検査・指導について（意見）</p> <p>県の過去10年間の検査実績を見ると、検査対象組合の全部門について行う全面検査のみ実施されて</p>	<p>せんでした。</p> <p>包括外部監査の結果を踏まえ、令和3年度は、令和元年度及び2年度に実施できなかったところを全て検査計画に盛り込みました。しかしながら、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の影響などにより、計画どおりに実施できていない状況にあります。</p> <p>今後も、当該年度に検査を実施できなかった組合については、翌年度の検査対象に選定するとともに、確認検査や部分検査を導入するなど、実施方法を工夫することで、年間検査計画どおり実施できるよう努めます。</p> <p>イ) 指摘事項に対するフォローアップについて【水産政策課】</p> <p>令和3年度からは、前年度に検査を実施した組合のうち、指摘事項があった組合を全て事後指導の対象と位置付けました。事後指導においては、検査時の指摘事項が改善されているかどうか関係規程、帳簿、その他証拠書類等を確認し、改善に向けて継続して指導を行います。</p> <p>ウ) リスクに応じた効果的な検査・指導について【水産政策課】</p> <p>限られた検査資源でなるべく多くの検査が実施できるよう、令和3年度からは、前回常例検査の指</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

20

監査結果	措置の内容
<p>おり、あらかじめ特定した事項について検査する部分検査や指摘事項の改善状況を確認する確認検査は実施されていなかった。また、各組合に対する検査の周期は概ね3～4年に1回であった。</p> <p><u>検査に従事する県の職員の員数や検査に割ける日数など、検査資源は有限である。常例検査は、必ずしも全面検査による必要はないことから、各組合のリスクの程度に応じて部分検査や確認検査を実施したり、フォローアップのために翌年も検査を実施するなど、効果的かつ効率的な検査となるよう、リスクに応じた効果的な検査を実施する必要がある。</u></p> <p>また、県では、水産業協同組合法（以下、「法」という。）に基づく常例検査の他、検査指摘に対する改善状況の検証や検査指導に対する理事会等での情報共有状況の確認等を行うための事後指導を実施しており、改善されない場合は、法第122条の報告徴収及び法第124条の必要措置命令等により、迅速な是正を図るとしている。しかし、<u>上記イ)のように迅速な是正が図られているとは言えない組合が現存している状況を踏まえると、指導方法の見直しも検討すべきと考える。</u></p> <p><u>さらに、現在の常例検査に従事する県の職員数や検査・指導日数などの限りある検査資源の配分を工夫し、指導方法の見直しを行っても、指摘事項に対する組合の迅速な改善が見られず、指摘事項の数も減少しないようであれば、通常は毎年1回の検査をしなければならずと規定している法の趣旨も踏まえ、検査・指導の回数増加やそれに伴う検査体制の拡充の必要性も検討すべきと考える。</u></p> <p>エ) 常例検査の実効性確保について（意見）</p> <p>県では、漁獲高の大幅な減少に伴う漁業者の高齢化や減少に歯止めがかからないなか、組合員の負</p>	<p>摘事項の内容に応じて確認検査を実施するなど効率的な検査・指導を行います。</p> <p>検査の翌年度に事後指導を継続的に行うことで、確実に改善されるよう検査体制の見直しを検討します。</p> <p>エ) 常例検査の実効性確保について【水産政策課】</p> <p>県としても、合併や支所の統廃合が進むことで、検査の実効性が確保できるものと認識しています</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

21

監査結果	措置の内容
<p>託に応える強靱な組織体制を構築するため、平成17年に県漁連の臨時総会で高知県1漁協構想が組織決定され、漁協合併に取り組んできた。その結果、平成20年に25漁協が合併して高知県漁業協同組合が設立されたが、18漁協は未だ合併に参加していない状況である。</p> <p><u>平成20年以降、組合の合併は十分に進んでいない状況であるが、組合のガバナンス向上、不正防止といった効果も期待できると考えられるため、これらのメリットも丁寧に説明することで、県1漁協構想の実現に向けた更なる取組みを進めることが望まれる。</u></p> <p>水産業協同組合の常例検査の観点から見ても、<u>県1漁協構想が進展し、漁協の合併が進むとともに、支所の統廃合が進めば、検査対象が減少すること、また、組合組織の大規模化が進めば、県による内部統制の構築指導、組合の内部監査部門との連携などにより、効果的かつ効率的な常例検査の実現が期待できると考える。</u></p> <p>オ) 財務と経理の職務分掌の指導の徹底について（意見）</p> <p>水産業協同組合は零細なところが多く、合併した漁協の支所においても管理担当者が1名のところが多く、管理担当者が1名の場合、チェック機能が働かないことから一般的に不正（横領）につながりやすいといわれている。高知県においても、近年だけでも資金の横領事件が発生している。</p> <p>県の水産業協同組合に対する検査について、<u>検査内容を確認させて頂いたところ、検査項目は多く、様々な指摘が行われていることから、一定水準の検査が行われていると評価できる。しかし、資金の横領が発生している状況を勘案すると、検査指導項目に以下の視点を入れることが必要である。</u></p> <p><u>すなわち、横領防止の観点からは、経理担当者</u>と<u>財務担当者</u>につ</p>	<p>が、現在、不漁や新型コロナウイルス感染症の影響を受け、県1漁協の母体となる高知県漁協の経営が悪化し、合併に向けた協議が休止しています。このため、高知県漁協の経営改善をしっかりと支援し、経営の安定化が図られた段階で、合併に向けた協議等の取組を再開します。その際には、組合のガバナンス向上、不正防止に資するといった合併のメリットを丁寧に説明していきます。</p> <p>オ) 財務と経理の職務分掌の指導の徹底について【水産政策課】</p> <p>零細な組合や支所においても、経理担当者と財務担当者を分けるよう指導しています。その際、どうしても担当者を確保できない組合や支所については、支所長や役員が財務の管理を行うよう指導しており、今後も経理担当者と財務担当者の完全分離が確保されるよう指導を徹底していきます。</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

22

監査結果	措置の内容
<p>いて完全に分離を図ることが必要であるが、<u>零細な組合や支所においては一人の担当者が経理と財務の業務を兼務していることから、資金の横領につながりやすい。どんなに零細な組合や支所でも、経理担当者と財務担当者を分けることが必須である。どうしても担当者を確保できない状況であれば、組合長が財務の管理を行う等の対応が必要であり、この点の指導を徹底することが望まれる。また、当該指導を徹底することで、対応が難しい水産業協同組合に対しては、高知県漁協への合併を促すことにつながる</u>と考える。</p> <p>(2) 漁業管理課</p> <p>1) 安全操業対策事業費</p> <p>③ 監査の結果及び意見</p> <p>ア) 補助対象経費の最小化、実費精算について（結果）</p> <p>補助金交付要綱で補助対象経費とされている旅費交通費について、令和元年度の総勘定元帳を調査したところ、役職員による東京への出張（1泊2日）が4回あり、それに対する旅費交通費として、毎回同額の88,220円が支出されていた。高知県無線漁業協同組合（以下、「無線漁協」という。）の旅費規程によれば、旅費交通費は実費とされている。そこで、当該支出額が実費であるかを確かめるため、これに係る交通機関や宿泊施設の領収書等、証拠書類の提出を依頼した。その結果、出張前に役職員が無線漁協の旅費精算書様式により申請し、定額88,220円を支給していたが、出張から戻った後の実費精算は行われておらず、領収書等の証拠書類も保管されていないことが判明した。</p> <p>88,220円の内訳は、交通費、宿泊費、日当で構成されているが、この内航空券代は、32,590円/片道として計算されていた。年末年始、ゴールデンウィーク、お盆の期間といった繁忙期を除き、数ヶ</p>	<p>ア) 補助対象経費の最小化、実費精算について【漁業管理課】</p> <p>ご指摘を受け、無線漁協に対して、旅費交通費については当該組合の規程に基づき実費精算とすること及び領収書等の証拠書類（写）を添付することを指導しました。</p> <p>また、無線漁協の旅費規程のうち、外部監査委員から過大と指摘された部分については、経費削減の観点で改正された（令和3年1月）高知県漁業協同組合の旅費規程を参考に無線漁協の旅費規程を見直すよう促しました。さらにバック旅行や早割予約などの利用についても、県庁職員や高知県漁協職員の取り組み事例を当該組合長に説明しました。</p> <p>この結果、現時点で旅費について少しでも安く抑えるように運用されています。なお、旅費規程の改正は行われていないため引き続き促していきます。</p> <p>さらに、令和3年度からは、補助金の検査に当たっては、その他の補助対象経費についても旅費と同様に必要最小限の経費であるかチェックしています。</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

23

監査結果	措置の内容
<p>月前から決まっている旅程の高知～東京間の航空券はこれよりも安く手配可能である。</p> <p><u>航空券代、宿泊代は季節変動があるものの、県民の税金を原資とした補助対象経費であることを踏まえると、少しでも安く抑えること、旅費規程にしたがった実費精算とすることを徹底する必要がある。また、その他の補助対象経費についても、同様の観点でチェックすることが必要である。</u></p> <p>イ) 補助対象経費の規程の適切性について(結果)</p> <p>無線漁協の旅費規程を閲覧したところ、役職員全員に対して、鉄道を利用した場合はグリーン料金、水路の場合は1等料金を適用するとされている。</p> <p>県民の税金を原資とした補助対象経費であることを踏まえると、適切な水準であるとは考えられない。県は、<u>補助対象事業者の規程をチェックし、過大な水準にあると考えられるものは、補助対象経費とするにあたり是正を求める必要がある。</u></p> <p>ウ) 交付すべきでなかった補助対象経費について(結果)</p> <p>当該外部監査の過程において、他の法人から無線漁協に対して実費弁償されているにもかかわらず、補助対象経費として計上されているものが認識された。経費の実費弁償を他の法人から受けていることから、無線漁協は当該経費を負担すべきではないが、役職員から無線漁協に請求されたことから、無線漁協において補助対象経費として計上されていたものであった。この結果、補助金実績報告書に含まれており、県はそれに対応する補助金を交付している。</p> <p><u>当該事例以外にも、同様の事例がなかったか確認を行ったうえで、交付すべきではなかった補助金額を確定させて返還を求めべきである。また、今後、このような事態が起こらないよう、県とし</u></p>	<p>イ) 補助対象経費の規程の適切性について【漁業管理課】</p> <p>高知県漁業協同組合の旅費規定を参考にして無線漁協の旅費規程を見直すよう促しました。</p> <p>さらにバック旅行や早割予約などの利用についても、県庁職員や高知県漁協職員の取り組み事例を当該組合長に説明しました。</p> <p>この結果、現時点で旅費について少しでも安く抑えるように運用されています。なお、旅費規程の改正は行われていないため引き続き促していきます。</p> <p>ウ) 交付すべきでなかった補助対象経費について【漁業管理課】</p> <p>ご指摘を受け、平成28年度から令和元年度までの申請内容について、無線漁協保管の領収書等の証拠書類との突合と、その内容に係る聞き取り調査を実施した結果、4年間で計545千円の重複があることが判明しました。</p> <p>当課は、この結果を無線漁協に示して、当該過払金の返還を請求し、令和3年6月17日に返還が完了しました。</p> <p>今後は、補助対象経費の証拠書類を十分精査し、要綱と照らし合わせて適正であることを確認したうえで執行します。</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

24

監査結果	措置の内容
<p><u>でのチェックのあり方を改善する必要がある。</u></p> <p>なお、県は令和3年1月18日現在、返還を求めべき補助金額を確定させるための調査を進めていることである。</p> <p>エ) 補助金交付要綱の名称について(意見)</p> <p>補助金交付要綱の名称が「漁業指導通信事業費補助金」とされている。</p> <p>県では、無線漁協に対し、令和元年度に22,826千円の補助金を交付しているが、これには、「公共業務用無線局」として、本来は県が担うべき極めて公共性の高い漁業指導通信業務を無線漁協へ委託していることに対する運営経費に加えて、無線漁協の本来の業務である「漁業用海岸局」として、所属船の操業円滑化及び漁獲の向上に関する通信など、漁業振興を目的とした補助も含まれている。</p> <p><u>上記のような状況に関わらず、補助金交付要綱の名称が「漁業指導通信事業費補助金」とされていることは、補助対象事業の内容について、県民に誤解を与えかねないことから、漁業指導通信の他、漁業振興のための一般業務用の漁業通信に係る運営経費に対する補助も含まれていることがわかるような名称とする必要がある。</u></p> <p>オ) 無線事業の経営の効率化等について(意見)</p> <p>高知県下には、主に遠洋及び沖合で操業する漁船に対して無線通信業務を提供している無線漁協の他、沿岸で操業する漁船に対して無線通信業務を提供している複数の漁業用海岸局が沿海漁業協同組合内にある。<u>小規模漁協の合併により、スケールメリットを活かした経営の効率化や財務基盤の強化を進めることを目的としている県1漁協構想には、無線漁協の合併は含まれていないとのことであるが、無線通信業務の効率化を図るため、神奈川県のように、高知県</u></p>	<p>エ) 補助金交付要綱の名称について【漁業管理課】</p> <p>当該補助金交付要綱が複数年度要綱であるため、次の要綱制定時である令和5年度末に名称を変更します。</p> <p>オ) 無線事業の経営の効率化等について【漁業管理課】</p> <p>県1漁協構想を進めていく中で無線漁協のあり方もあわせて考えていきます。</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

25

監査結果	措置の内容
<p>で唯一の沿岸・沖合・遠洋漁船向けの漁業用海岸局として、県1漁協構想に含めて統合することが必要と考える。また、今後、衛星通信の更なる低コスト化や大容量化が進めば、遠洋漁船を対象とする短波無線業務の存続の有無も検討せざるを得ないとする。したがって、県1漁協構想により、無線業務に関する経営の効率化や財務基盤の強化を図っていくことは、必要な対応と考える。</p> <p>(3) 水産流通課</p> <p>1) 水産物地産外商推進事業費</p> <p>② 地産外商活動の更なる拡大について（意見）</p> <p>当該事業については農産物や日本酒も対象にされているものの、対象が「高知家の魚応援の店」であることから、入り口の段階で農産物や日本酒等に興味を持っている事業者を対象にできていない可能性がある。水産流通課に蓄積された当該外商に関するノウハウを農産物・日本酒・焼酎・果物・塩・刃物等に広げ、より一層高知県の生産物の外商を拡大するために、「魚」以外の産品に関心のある事業者についても本事業の対象であることが伝えられるよう運用面で工夫を図ることが望まれる。</p> <p>2) 水産加工振興事業費</p> <p>③ 監査の結果及び意見</p> <p>ア) 補助対象資産の確認について（結果）</p> <p>「高知県水産加工施設等整備事</p>	<p>② 地産外商活動の更なる拡大について【水産流通課】</p> <p>本県では、産業振興計画の大きな柱として地産外商を位置付けており、地産地消・外商課、農産物マーケティング戦略課、水産流通課及び地産外商公社等関係部署が連携して県産品の外商拡大に向けて取り組んでいます。水産流通課では、水産物の外商について担当しており、水産物の販売拡大を行う中で、農産物等他の県産品の紹介を併せて行っております。</p> <p>水産物の外商拡大の取組のひとつである「高知家の魚応援の店制度」は、水産物の取扱いに関心がある全国の飲食店に登録いただき、県内事業者とのマッチング等を行っています。この取組の中で、水産物以外のものを扱う県内事業者とのマッチングも行っています。</p> <p>現在「応援の店」に販売を希望する水産事業者を本制度の参画事業者として登録し、パンフレットやホームページを通じて応援の店に情報発信を行っており、加えて、令和3年2月に農産物等を生産している県内事業者も登録できるよう「高知家の魚応援の店制度実施要領」を一部改正しています。</p> <p>ア) 補助対象資産の確認について【水産流通課】</p> <p>間接補助事業では、間接補助</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

26

監査結果	措置の内容
<p>業費補助金交付要綱（以下、この項において「要綱」という。）」第8条の事案の申請があり、建物、建物附属設備、機械装置等の取得に対して、2020年12月までに451,503千円の補助金の交付が行われているが、当該補助金の交付にあたって、実際に補助の対象となった資産が取得され、業務の用に供されているか県として確認が行われていなかった。この件に関し、県に確認したところ、「本件は、間接補助事業者である宿毛市が事業の履行確認を現地確認も含め実施しており、県は、宿毛市からの概算払請求書（導入設備等の固定資産明細書、写真を含む）をもって履行確認している。また、他の国や県の間接補助事業についても、同様の取り扱いをしているものが多い」とのことであった。しかし、本件のように補助金額が多額であるなど重要性の高い補助事業に関しては、間接補助事業であっても県が現地確認を行うことが望ましい。</p> <p>また、当該確認を行う前提として、補助の対象となる資産の明細が必要であるが、その目的を満足する管理台帳等が作成されていない。この件に関し、県に確認したところ、「概算払請求書に添付されている固定資産明細表及び取得資産の写真をもって管理台帳と同等のものとして取り扱うことが可能」とのことであった。しかし、概算払請求書に添付されている固定資産明細表と写真とが容易に突合できる内容ではないことから、誰がみても容易に確認ができるよう書類の整備方法を改善することが必要である。</p> <p>イ) 補助金交付要綱の基準の設定と合議でのチェックについて（意見）</p> <p>補助金交付要綱は、決裁者が部長となっていることから、各部門で制定することができるもので</p>	<p>事業者が現地確認も含め、事業の履行確認をすることが基本であると考えます。補助金額が多額であるなど重要性の高い補助事業であることから、令和3年度から県も必要に応じて現地を確認するようにするとともに、固定資産明細表と写真とが容易に突合ができるよう、書類の整備方法を改善しました。</p> <p>イ) 補助金交付要綱の基準の設定と合議でのチェックについて【財政課】</p> <p>企業誘致に関する補助金は、企業立地課の企業立地促進事業費補助金をベースとしており、それが</p>

監査結果	措置の内容
<p>あり、かつ水産加工施設等整備事業費のように単発の事業については、事業ごとに要綱が制定されている。企業誘致に関しては対象となる事業者数が極めて少ないことから、水面下での交渉があった後に実際の支援となることもあることから、客観的な基準に基づき支給することが必要である。したがって、企業誘致に関する補助金交付要件について、県全体において一定の基準を策定したうえで、各補助金交付要綱に反映させることが必要と考える。</p> <p>なお、要綱の制定については、原則として財政課の合議が必要とされている。今後は、上記のとおり、企業誘致に関する補助金交付要件について、県全体において一定の基準を策定したうえで、要綱の内容が当該基準に合致しているか、財政課による合議の際に確認することが必要と考える。</p> <p>(4) 内水面漁業センター</p> <p>3) 監査の結果及び意見</p> <p>① 備品の管理と処分について（結果）</p> <p>物品出納・管理簿から任意に抽出したもののうち、ビデオカメラ及びデスク型パソコンについては、現在は使用されていないし、今後も使用される見込みはないとのことであった。</p> <p>会計規則、財産規則には、重要物品及び普通物品に係る帳簿と現物の照合や管理についての定めがあるが、その実施にあたっては、現物の実在性（重要物品台帳に記載の現物が存在するか）や網羅性（現物が漏れなく重要物品台帳や物品出納・管理簿に記載されているか）の確認のみならず、状態（故障等の有無）、利用状況（遊休状態ではないか）をチェックし、必要に応じ修理、所属替え、分属替え、貸付、不用決定・不用廃棄決定、売却、譲与・減額譲渡の判断を行う必要があると考える。また、修理しても利用できないものや将来的にも利用しないと考</p>	<p>一定共通する基準となっていない。そのうえで、農業や水産等の各分野ごとの実情に応じて、異なる要件が必要な場合は、予算査定時に他との比較もしつつ議論したうえで方針を定めています。</p> <p>財政課による補助金交付要綱の合議の際には、議論の内容が適正に反映されたものになっているか、また、それが明確に判断できる記載となっているかについて、これまで以上に留意して確認してまいります。</p> <p>① 備品の管理と処分について【漁業振興課】</p> <p>物品については、令和2年度に帳簿（物品出納管理簿等）と現物との照合及び状態、利用状況を確認し、使用できないものの不用決定・廃棄処分を行いました。</p> <p>今後も高知県財産規則第99条及び第103条の規定に基づき、定期的に帳簿と現物との照合を確実に行うとともに、状態や利用状況を確認し、必要に応じ修理や所属替、不用決定・廃棄処分等を行ってまいります。</p>

監査結果	措置の内容
<p>られるものについては、売却、廃棄等の処分の手続きを行う必要がある。</p> <p>② 倒壊の危険がある施設について（結果）</p> <p>10トン恒温水槽棟内にあるコンクリート製の水槽は、鉄筋の腐食が進み、コンクリートにひび割れや剥離が発生しており、修繕をして再度利用できる状態ではなく、倒壊のおそれがあるため、周囲にはロープを張って、立ち入り禁止となっていた。</p> <p>本来は取り壊すべきであるが、そのまま長年放置されている。将来世代にとっては負の遺産であり、問題の先送りといわれても致し方ない状況である。廃棄処分すべきものを適時適切に判断し、適時に対応すべきである。</p> <p>(5) 水産試験場</p> <p>3) 監査の結果及び意見</p> <p>① 備品の管理と処分について（結果）</p> <p>重要物品台帳から任意に抽出したもののうちD L型カッターは、過去にあわびの種苗生産をおこなっていた際、餌のワカメをカットしていた機械であるが、現在はあわびの種苗生産を行っておらず、今後も使用見込みがないため廃棄すべき物品とのことであった。台帳上は栽培センターの調餌室に設置しているとされているが、実際はひらめ・えび類飼育棟の北東の道路に面した倉庫に置かれていた。また、当該倉庫の中には、D L型カッターの他にも多くの廃棄すべき機械器具類が置かれていた。</p> <p>物品出納・管理簿から任意に抽出したもののうち、冷却装置、デスク型パソコンについては、現在使用していないし、今後、使用見込みがないため廃棄すべき物品とのことであった。</p> <p>施設内を視察している途中で、上記の冷却装置の近くの通路付近に使用していないと思われる機械が置いてあったため、その状況を確認したところ、名称は「ヒートポンプ式加</p>	<p>② 倒壊の危険がある施設について【漁業振興課】</p> <p>内水面漁業センターの施設については、現在使用中の機械棟に倒壊のおそれがあり、ご指摘の施設よりも措置の優先度が高いとの判断により、令和2年度及び令和3年度に翌年度予算に反映されるよう協議を行い、令和4年度当初予算での措置を予定しています。</p> <p>コンクリート製の水槽については、引き続き立入禁止等の安全対策を講じるとともに、ご指摘の趣旨を踏まえ令和5年度以降の撤去を検討してまいります。</p> <p>① 備品の管理と処分について【漁業振興課】</p> <p>物品については、令和2年度に帳簿（物品出納・管理簿等）と現物との照合及び状態、利用状況を確認し、予算の範囲内で優先順位をつけたいうえで、水槽用底掃除機ほか3件の不用決定・廃棄処分を行いました。</p> <p>令和3年度にも帳簿と現物の照合及び状態等の確認を行い、令和2年度に処分できなかったものを含め23件の使用見込みのない物品を確認しました。これらについては、以下のとおり対応いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度末までに不用決定・廃棄処分 <ul style="list-style-type: none"> D L型カッターほか4件 ・令和4年度処分予定 <ul style="list-style-type: none"> 多項目水質モニター、スーパーカッターほか12件 ・令和5年度処分予定 <ul style="list-style-type: none"> 海水シャベット氷製造装置ほか3件 <p>今後も高知県財産規則第99条及び第103条の規定に基づき、定期的に帳簿と現物との照合を確実に行うとともに、状態や利用状況を確認し、</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

29

監査結果	措置の内容
<p>温冷却ユニット」というもので、冷却装置と同様、現在使用していないし、今後、使用見込みがないため廃棄すべき物品とのことであった。</p> <p>また、発電機については、既に新しい発電機が稼働しているため、予備機として保管しているとのことであったが、いつから発電に使っていないのか、燃料（ガソリン）が補充されているのか不明であった。ガソリンで動くとのことであるから、予備機として保管しているのであれば、定期的に試運転を行い、保守しなければ危険ではないかと思われた。</p> <p><u>会計規則、財産規則には、重要物品及び普通物品に係る帳簿と現物の照合や管理についての定めがあるが、その実施にあたっては、現物の実在性（重要物品台帳に記載の現物が存在するか）や網羅性（現物が漏れなく重要物品台帳や物品出納・管理簿に記載されているか）の確認のみならず、状態（故障等の有無）、利用状況（遊休状態ではないか）をチェックし、必要に応じ修理、所属替え、分属替え、貸付、不用決定・不用廃棄決定、売却、譲与・減額譲渡の判断を行う必要があると考える。また、修理しても利用できないものや将来的にも利用しないと考えられるものについては、売却、廃棄等の処分の手続きを行う必要がある。</u></p> <p>② 使用していない建物について（結果）</p> <p>ひらめ・えび類飼育棟では、過去に栽培漁業のための種苗生産をしていたが、平成21年から放流用種苗生産を民間に委託することとなり、平成29年度に終了している。平成29年に漁業基本対策審議会の諮問、答申を経て県委託による種苗生産の休止が決定されたため、現在は栽培漁業センター用に建設された建物は使用していないものが多く、周辺には雑草が生えたままで保守管理もされていない状況であった。また、ひらめ・えび類飼育棟の隣の倉庫には、施</p>	<p>必要に応じ修理や所属替、不用決定・廃棄処分等を行っていきます。</p> <p>② 使用していない建物について【漁業振興課】</p> <p>令和2年度及び令和3年度は使用中の施設について、設備が稼働しなくなったことによる改修や、老朽化により変形し破損による事故の危険性が高い棧橋の撤去等が、ご指摘の施設よりも措置の優先度が高いとの判断により、令和2年度及び令和3年度に翌年度予算に反映されるよう協議を行い、一部が予算化され、残りは今後も協議を続けていきます。</p> <p>ご指摘の施設も含め、今後も使用見込みのない施設については、危険度等を確認し、立入禁止の表示や応</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

30

監査結果	措置の内容
<p>設内に不要となった機械等が多数放置されていた。</p> <p>その他、あわび類中間飼育棟、えび類飼育棟、ワムシ培養棟・ボイラー室、大型水槽、クロレラ培養水槽、えび類飼育水槽についても、現在は使用されていない。また、これらの施設については、修理に膨大な費用が見込まれており、今後使用する見込みはないことから、撤去を検討するとのことであった。</p> <p><u>今後も使用する見込みのない施設は、倒壊のおそれもあること、物理的に出入りが可能であることから子供の侵入等により事故につながる可能性があること、台風の際に飛翔物を発生させてしまう危険性があること、及び津波が来た際には瓦礫と化してしまうこと等より、本来は適時に取り壊すべきであるが、優先順位が低いことから予算要求が見送られており、放置されている。将来世代にとっては負の遺産であり、問題の先送りといわれても致し方ない状況であることから、廃棄処分すべきものを適時適切に判断し、対応すべきである。</u></p> <p>第6. 総括意見</p> <p>2. 不要な資産の適時適切な処分について</p> <p>内水面漁業センターと水産試験場における監査において、使用される見込みのない資産が多数処分されずに放置されていた。将来世代にとっては負の遺産であり、問題の先送りといわれても致し方ない状況である。また、明らかに不要な資産をいつまでも保有しておくことで、以下の弊害が発生する。</p> <p>まず、有用な場所を当該資産が占有してしまうことから、業務の効率性が悪化する。次に、邪魔にならない場所に当該資産を移動させるのであれば、そのための手間と場合によってはコストが発生する。不要な資産が増えれば増えるほど、より速くにより高い場所に移動する必要があることから、当該手間とコストは増大する。さらに、施設に関しては、倒壊のおそれもあること、物理的に出入りが可能であることから子供の侵入等により事故につながる可</p>	<p>急処置等の安全対策を講じるとともに、老朽化している危険性の高い施設から順に優先順位をつけて引き続き撤去の検討を行っていきます。</p> <p>2. 不要な資産の適時適切な処分について【漁業振興課】</p> <p>物品については、令和2年度及び令和3年度に帳簿（物品出納・管理簿等）との照合及び状態、利用状況を確認し、優先順位をつけようとして、予算の範囲内で使用できないものの不用決定・廃棄処分を行うとともに令和3年度までに処分ができなかったものについては、翌年度以降の予算に反映されるよう協議を行い、令和5年度までに処分を行う予定です。</p> <p>今後も高知県財産規則第99条及び第103条の規定に基づき、定期的に帳簿との照合を確実に行うとともに、状態や利用状況を確認し、必要に応じ修理や所属替、不用決定・廃棄処分等を行っていきます。</p> <p>また、今後も使用見込みのない施設については、危険度等を確認し、立入禁止の表示や急処置等の安全対策を講じるとともに、老朽化している危険性の高い施設から順に優先順位をつけて引き続き撤去の検討</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

31

監査結果	措置の内容
<p>能性があること、台風の際に飛翔物を発生させてしまう危険性があること、及び津波が来た際には瓦礫と化す可能性があること等により、事故や災害につながる可能性もある。不要な資産をいつまでも保有し続けることで得られるものはない。</p> <p>この点について、各施設の担当者に質問で確認した結果、処分すべき資産を保有しているという認識は持っていたが、限られた予算の中で優先順位をつけて対応しているとのことであった。限られた予算の中で県民サービスの向上という際限のない業務を担っていることから、ある程度後回しにしてしまうことも理解できなくはないが、上記のとおり、不要資産の処分を先送りすることで得られるものはなく、弊害のみが発生することから、間接的に県民サービスの低下につながるものであり、望ましい対応とはいえない。今後は、<u>予算を適時適切に確保していくことで、不要な資産を適時適切に処分していくことが必要である。</u></p> <p>3. 補助金交付要綱の基準の設定と合議でのチェックについて</p> <p>補助金交付要綱について、その制定に関する決裁者は部長とされていることから、担当部門で制定することができる。企業誘致の場合、誘致先企業が新たに事業所や工場等を設置することが必要であり、用地取得費用や施設整備費用に対して一定割合の補助を行う場合は、補助金交付額が多額になるケースが多いが、補助金交付要綱を担当部門で制定できることから、水産流通課で制定していた要綱と企業立地課で制定していた要綱で内容が一致していない部分が認められ、異なる内容に解釈することも可能であった。</p> <p>補助金交付要綱は、各部門で制定することができるものであり、かつ水産加工施設等整備事業費のように単発の事業については、事業ごとに要綱が制定されている。企業誘致に関しては対象となる事業者数が極めて少ないことから、水面下での交渉があった後に実際の支援となることもある。したがって、<u>企業誘致に関する補助金交付要件等金額が多額になるものについては、県全体において一定の基準を策定したうえで、各補助金交付要綱に反映させることが必要と考える。</u></p>	<p>を行っていきます。</p> <p>【財政課】</p> <p>処分が必要な施設や物品等の財産については、毎年度、予算編成時に通知する予算編成方針（「予算の編成にあたっての基本的な考え方について」（副知事通知）及び「予算の見積りにおける留意事項について」（財政課長通知））に基づき、財産を所管する部局が適時適切に見積り要求する処分費用について、その必要性、緊急性を判断したうえで予算を措置していきます。</p> <p>3. 補助金交付要綱の基準の設定と合議でのチェックについて【財政課】</p> <p>企業誘致に関する補助金は、企業立地課の企業立地促進事業費補助金をベースとしており、それが一定共通する基準となっています。そのうえで、農業や水産等の各分野ごとの実情に応じて、異なる要件が必要な場合は、予算査定時に他との比較もしつつ議論したうえで方針を定めています。</p> <p>財政課による補助金交付要綱の合議の際には、議論の内容が適正に反映されたものになっているか、また、それが明確に判断できる記載となっているかについて、これまで以上に留意して確認していきます。</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

32

監査結果	措置の内容
<p>なお、要綱の制定については、原則として財政課の合議が必要とされている。今後は、上記のとおり企業誘致に関する補助金交付要件等について、県全体において一定の基準を策定したうえで、<u>要綱の内容が当該基準に合致しているか、財政課による合議の際に確認することが必要と考える。</u></p> <p>4. 森林整備公社のこれまでの実績に基づく長期的視点の計画について</p> <p>公社の経営に対して多額の税金が投入されている現在の状況をふまえ、現状の検証を行いながら今後も改革を進めていくべきであり、この点に関しては県の意見も同様である。有識者による経営改革プラン策定後、それらを達成すべく最善の努力を払ってきたという実績・経験があるからこそ、それらの実績・経験をベースにした事業計画を策定することが必要と考える。現行の第11期経営計画は令和3年度末が終期となっており、令和4年度からは次期計画に沿って公社経営を行っていくこととなる。<u>このため経営改革プランの検証を含め、次期経営計画策定にあたっては、これまでの実績の検証と現状や課題の把握を十分に行い、県内に存する貴重な森林資源の有効活用と県民の将来負担をできる限り少なくするという命題を踏まえたうえで、長期的視点に立った経営計画を策定し、今後も引き続き改革を進めていくことが望まれる。</u></p> <p>5. 県単独の森林環境税の今後の対応について</p> <p>県の森林環境税は令和4年度までとなっており、令和6年度から国の森林環境税が課税されることから、令和5年度以降、県の森林環境税を延長するか、延長するのであればどのような形で延長するのかが問題となる。</p> <p>したがって、<u>今後は以下の点を考慮し、必要な事業を明確にしたうえで、県民の理解を得て必要な事業が実施できるよう延長することが望まれる。</u></p> <p>第一に、<u>県の森林環境税の趣旨にそった必要な事業を明確にするとともに、第四期の県の森林環境税を財源とした事業の効果を検証し、効果の低い事業については、縮小もしくは廃止を検討する必要がある。</u></p> <p>第二に、『木材利用の促進や普及啓発』という同じ目的の事業については、国の森</p>	<p>4. 森林整備公社のこれまでの実績に基づく長期的視点の計画について【森づくり推進課】</p> <p>第12期経営計画の作成にあたっては、10年間の経営改革プランの検証と第11期経営計画の検証をふまえて策定することとしており、引き続き、森林資源の有効活用と県民の将来負担の最小化を念頭に公社の経営改善に取り組んでいきます。</p> <p>5. 県単独の森林環境税の今後の対応について【林業環境政策課】</p> <p>現在、令和5年度以降の県の森林環境税のあり方について、これまでの森林環境税の効果を経括するとともに、国の森林環境譲与税の用途との整理をしています。県民の理解を得たうえで、必要な事業を実施できるよう取り組んでいきます。</p>

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置について

33

監査結果	措置の内容
<p>林環境税を財源とした事業と重複することがないよう、県の森林環境税と国の森林環境税を財源とした事業で引き続き使途の整理を行う必要がある。</p> <p>第三に、これらの事業の整理を行うことで、県の森林環境税と国の森林環境税の目的が明確に異なるものとなることから、二重課税であるという誤解を生じさせないために、名称の変更を検討することが望まれる。なお、他の地方公共団体における森林整備に係る超過課税の名称はさまざまであり、当県においても、実態を反映した県民に受け入れられやすい名称にすることが望まれる。</p> <p>第四に、現在の県の森林環境税の課税方法を継続すると、個人に対する課税が国の森林環境税と重複することから、県民の負担の在り方について検討することが望まれる。その際には、他の地方公共団体の在り方も参考とし、検討されたい。</p> <p>第五に、上記の検討・対応を行ったうえで、県の森林環境税の内容について、県民の理解を得るための説明を真摯に行う必要がある。</p>	